

令和6年9月定例会

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和6年9月25日

場 所 第3委員会室

令和6年9月25日（水曜日）

危機管理局長兼
危機管理課長
消防保安課長

中尾 慶一郎
羽田 貴一

午前9時57分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 令和6年8月発生の災害
2. 災害発生時の体制
3. 防災人材の育成
4. 個別避難計画

○協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（11人）

委員長	佐藤 雅洋
副委員長	齊藤 了介
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	川添 博
委員	山内 いつく
委員	重松 幸次郎
委員	今村 光雄
委員	山内 佳菜子
委員	黒岩 保雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監 児玉 憲明

事務局職員出席者

政策調査課主幹 野中 啓史
政策調査課課長補佐 千知岩 義広

○佐藤委員長 それでは、ただいまから防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付の日程（案）を御覧ください。

3、概要説明として、執行部から、総務部に出席いただき、8月に発生した地震等の状況や災害発生時の体制、個別避難計画等について、説明を受けることとしております。

執行部への質疑が終わりましたら、執行部が退室した後で、4の協議事項として、県外調査等について御協議いただきたいと思っております。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総務部に出席いただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきますと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○**児玉危機管理統括監** 危機管理統括監の児玉でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。すみません。座って説明をさせていただきます。

当特別委員会におかれましては、5月に第1回目の特別委員会のほうに参加させていただきまして、そのときには、南海トラフ巨大地震の被害想定、それから防災・減災の取組などについて御説明をさせていただきました。

本日につきましては、委員会資料の2ページ目を御覧いただければと思います。

目次でございますけれども、まず1としまして、令和6年8月発生の災害についてということで、8月8日に日向灘を震源といたします地震について、それから全国初の発表となりました南海トラフ地震臨時情報、それから8月下旬に本県を襲いました台風第10号について、その経過、それから被害状況等について御説明をいたします。

また、2としまして、災害発生時の県の体制、それから3ですが、防災士、自主防災組織などの防災人材の育成、それから4、個別避難計画の策定の状況などについて、危機管理局長から御説明をいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○**中尾危機管理局長** 特別委員会資料の3ページを御覧ください。

(1) 8月8日の地震であります。

まず、地震の概要についてですが、8月8日の16時42分にマグニチュード7.1を記録し、日南市で震度6弱、宮崎市などで震度5強を観測しました。この地震により、後ほど御説明いたしますが、同日の19時15分には全国初めてとなる南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が国から発表されたところであります。

今回の地震に伴いピーク時は県内66か所の避難所に計124人の方が避難され、被害状況は、重傷者が2人、軽傷者が8人、住宅の半壊が2棟、一部破損が74棟となっております。

これに伴う県の対応ですが、地震発生直後に災害対策本部を設置し、延べ4回の本部会議を開催して応急対策業務等に当たったところです。その後、8月16日に情報連絡本部に移行しておりますが、専門家から日向灘地震の震源域においてプレートの割れ残りがある可能性も指摘されていることから、新たな地震の発生に備え、現在も体制を継続中です。

また、8月23日には、知事が日南市長とともに、特に被害の大きかった日南市内の施設や道路等を視察しております。

4ページを御覧ください。

各部局で把握している被害状況です。

主なものとしては、総合政策部で、私立学校・大学や宮崎空港ビルでの建物被害、福祉保健部で、日南市での水道の濁り及び断水や、医療機関や社会福祉施設等での建物被害、環境森林部で、治山施設への土砂の流入の被害などが報告されております。

5ページを御覧ください。

商工観光労働部では、店舗等における商品や建物の被害、イベントやスポーツ合宿の中止、宿泊予約のキャンセル、農政水産部で、農作物や農水産関係施設の被害、県土整備部で、河川や港湾の被害などが報告されております。

6ページを御覧ください。

病院局で、県立日南病院での建物被害、教育委員会で、県立高校及び小中学校、県武道館等の建物被害などが報告されております。

被害の状況は以上でございますが、今後の県民への周知啓発につきまして、大規模地震発生

の可能性がなくなったわけではないことに留意し、引き続き県民に対し、建物の耐震性の確保や家具の固定、避難経路の確認、必要な物資の確認など日頃の備えについて啓発を図っていく考えでございます。

7ページを御覧ください。

（2）南海トラフ地震臨時情報であります。

まず概要ですが、南海トラフ地震臨時情報とは、静岡県駿河湾から日向灘にかけて存在する南海トラフ域において、南海トラフ地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったとされる場合などに出されるもので、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で、大規模な地震や異常な現象が観測された場合に発表されます。

次に、情報の種類と住民の対応です。

まず、情報の種類について、発表の流れとともに御説明いたします。

表の上の段にありますとおり、南海トラフの想定震源域等でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合などにおいて、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、起こった現象について専門家による評価が行われます。

評価の結果、最短で発生から2時間後に、表の一番下の段にありますとおり、プレート境界のマグニチュード8以上の地震であれば巨大地震警戒、マグニチュード7以上の地震などの場合は巨大地震注意が発表されることとなります。

なお、これらの条件に満たない場合は調査終了となります。

8ページを御覧ください。

住民の取るべき対応について、縦に時間軸を、横に発生事象を記載しております。

まず、表の左側の列、プレート境界でマグニチュード8以上の地震が発生し、巨大地震警戒が発表された場合、発表から1週間程度は日頃

からの備えを再確認するとともに、市町村によっては、地震発生後の避難では間に合わない地域の住民や要配慮者について、あらかじめ避難を呼びかけることとなります。

そして、さらに1週間程度は、この後御説明します巨大地震注意の対応を取ることであります。

表の真ん中の列、今回のようにマグニチュード7以上の地震により巨大地震注意が発表された場合は、発表から1週間程度は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、発災後はすぐに避難できる準備をするよう呼びかけることとなります。

9ページを御覧ください。

県の対応ですが、今回の臨時情報発表を受けて、県ホームページやSNS等を活用した情報提供及び呼びかけを行いました。

また、発表当日に、宮崎地方気象台と連携し、市町村向けの説明会を行ったほか、臨時情報に関する各種相談窓口や、外国人向けの災害時多言語支援センターの設置を行いました。

最後に、今後の対応ですが、現在、国において、平時からの周知・広報や、臨時情報発表時の呼びかけの内容、自治体や事業者等における防災対応について検証が行われております。

県としては、国の検証結果も踏まえながら、県民に対し、より分かりやすい呼びかけの内容を整理するとともに、平時からの周知・啓発に努めてまいります。

10ページを御覧ください。

（3）台風第10号であります。

まず、台風の概要ですが、8月29日午前6時に、最大風速50メートルの勢力で鹿児島県から上陸し、九州を横断しました。

本県は8月29日の午前4時頃に暴風域入りし、

8月30日午前0時頃に暴風域を抜けております。

この台風により、県内では総降雨量が900ミリを超える地域が出たほか、突風や竜巻による被害が多数発生しており、ピーク時で、県内414か所に5,757人の方が避難されました。

被害状況は、重傷者が1人、軽傷者が38人、住宅の半壊が22棟、一部破損が1,161棟、床上・床下浸水がともに3棟ずつとなっております。

県の対応についてですが、8月28日の午前8時に災害対策本部を設置し、延べ3回の本部会議を開催して応急対策業務に当たったところです。

また、8月28日には、県内24市町村において、災害発生のおそれによる災害救助法のいわゆるおそれ適用、9月2日には宮崎市において、相当の被害が発生したことに伴う災害救助法のいわゆる本適用を行っております。

9月5日には知事が宮崎市長らとともに国に緊急要望を行い、その後、9月13日から災害対策室に移行しております。

なお、9月3日には、知事が、特に被害の大きかった農業施設や道路等を視察しております。

11ページを御覧ください。

各部局で把握している被害状況でございます。

主なものとしては、総合政策部で私立学校における建物被害、福祉保健部で水道の断水や濁りの発生、医療機関や社会福祉施設等における建物被害、環境森林部で林道や自然公園の被害などが報告されております。

12ページを御覧ください。

商工観光労働部で工場等での建物被害や土砂の流入、遊歩道の被害、農政水産部で農作物や農水産関係施設等の被害などが報告されております。

13ページを御覧ください。

県土整備部で道路や河川、海岸等の被害、企業局で発電所の取水口への土砂堆積や、ゴルフ場の被害などが報告されております。

14ページを御覧ください。

病院局で県立延岡病院での建物被害、教育委員会で県立高校及び公立小学校での被害などが報告されております。

15ページを御覧ください。

災害救助法の制度について御説明いたします。

今回の台風第10号では、先ほど御説明したとおり、おそれ適用を24市町村に、本適用を宮崎市に適用しておりますが、ここでは、本適用の対象となる救助メニューを掲載しております。

まず、損害基準の判定ですが、市町村が被災者からの申請に基づき被害状況を調査し被害認定を行います。その認定は、住家の経済的被害を、基礎、柱などの部位別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定します。

損害割合に応じ、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の6つに区分され、この判定を基に罹災証明書が交付され、それが各種被災者支援策の適用の判断材料となります。

一番上の項目、住宅の応急対策ですが、被災住家の被害拡大防止のための緊急修理として、ブルーシートやロープなどの資機材費及び業者の施工費が、1世帯当たり5万1,500円を上限として準半壊以上の世帯に適用されます。

次の住宅の応急修理ですが、修理費用が、半壊以上の世帯に1世帯当たり71万7,000円を上限として、準半壊の世帯に34万8,000円を上限として適用されます。

なお、災害救助法は、現金支給ではなく現物支給となっており、これらの場合は、自治体が

被災者への資機材の配布や被災住家の緊急修理の業者への発注を行うこととなります。

一番下の応急仮設住宅の供与ですが、居住する住家がない被災者に対し、プレハブ等の建設型やアパート借上げ等の賃貸型により住宅を供与するものでございます。

16ページを御覧ください。

その他のメニューです。

一番上の項目ですが、被服、寝具等の生活必需品の給与として、半壊以上の世帯に、記載の金額を限度額として、衣類、毛布などの現物が給付されます。

その下の学用品の供与ですが、半壊以上の世帯に、記載の金額を限度額として、教科書やノート、鉛筆、体育着などの現物が給付されます。

一番下の項目、避難所の設置ですが、これにつきましては、おそれ適用の場合も対象となるもので、避難所設置に要する光熱水費や消耗器材費などが対象経費となっております。

宮崎市が現在行っておりますホテル避難の経費につきましても、上限はありますがこの項目で対象となっております。

17ページを御覧ください。

2の災害発生時の体制について御説明いたします。

(1)の災害対策本部の設置であります。

県では発生する災害の程度に応じて防災体制を取っており、県内で震度6弱以上の地震が起きたときや台風の直撃など、大雨による相当の被害の発生、またはそのおそれがある場合等において、知事を本部長とする災害対策本部を設置いたします。

18ページを御覧ください。

(3)の災害対策本部組織図、こちらのほうから先に説明させていただきます。

災害対策本部は総合対策部と各部局対策室などで構成しており、必要に応じて災害対策本部会議を実施し、情報共有を行うとともに、本部長の指示に基づき、各部が災害対応を実施しています。

また、総合対策部は危機管理統括監を部長として、企画調整班や応急対策班など、6つの班で構成されております。

恐れ入ります。17ページにお戻りください。

(2)の総合対策部についてであります。

総合対策部は、災害に対する総合的な対応や防災関係機関との調整に当たる、災害対策本部のコントロールタワーの役割を担っております。

自衛隊や警察、消防のほか、電力会社等の情報連絡員、リエゾンも総合対策部に参集し、災害に係る情報の収集や共有、分析、対策の立案など、災害に対する総合的な対応や調整を行っております。

19ページを御覧ください。

3の防災人材の育成について説明いたします。

(1)防災士・自主防災組織について、まず、①の防災士についてであります。

南海トラフ地震等の大規模災害から身を守るためには、地域の防災力を強化していく必要がありますが、そのためには、自助・共助・公助が、それぞれの責任を果たす必要があります。特に、災害発生の直後は、自助や共助が果たす役割が重要となってきます。そのため、共助の中核を担う地域の防災リーダーの養成や確保が喫緊の課題となっております。

20ページを御覧ください。

防災士の役割につきまして、特に、地域や職場でのリーダーシップを発揮することが求められております。具体的には、平時では、自主防災組織の設立、BCPの作成、防災訓練などの

防災活動、発災直後では、初期消火、避難誘導、避難所開設などの災害対応があります。

21ページを御覧ください。

県では、平成20年から研修機関として防災士の養成に取り組み、令和12年度までに1万人の防災士養成を目標としております。

その結果、防災士の数は順調に増加しており、令和6年4月時点では、7,088名となっており、人口10万人当たりの防災士の数では全国6位となっております。

22ページを御覧ください。

次に、自主防災組織であります。

自主防災組織とは、地域住民が自分たちの命は自分たちで守るという意識に基づき自主的に結成する組織で、平時においては、防災訓練の実施や防災資機材の備蓄・点検などの活動を、災害時には、災害情報の収集、住民への迅速な伝達、避難誘導、被災住民の救出・救護などの活動を担うことが期待されております。

23ページを御覧ください。

③課題と今後の取組であります。

まず、防災士については、50代以上が56%と年齢層の高い方が多くを占めることや、資格取得後、地域や職場で活動している人の割合が58.1%と低いことが課題でありますことから、若い世代の防災士の養成や、養成した防災士の活動支援に取り組んでいく必要があります。

次に、自主防災組織については、自治会加入率や自治会活動の低下、防災リーダーなどの人材確保が難しいことが課題でありますことから、養成した防災士を活用し、自主防災組織未結成の地域や、結成後未活動の地域に対する防災活動の支援に取り組んでいく必要があります。

24ページを御覧ください。

④自助・共助の取組であります。

先ほどの課題を踏まえた、現在の取組を説明いたします。

まず、自助、県民一人ひとりの防災力を強化する取組ですが、災害を自分ごととして捉え、具体的な行動や備えにつなげる防災小説コンテスト、その最優秀作品の動画化、宮崎県防災の日のイベントや沿岸市町と連携した防災イベントなどの啓発事業を実施しております。

また、学校教育の段階から、正しい防災の知識や訓練を行っていただくため、学校に防災士を派遣し、津波浸水や土砂災害などの、学校ごとの地理的状況や想定される災害に応じた実践的な防災教育・訓練が実施できるよう、学校の防災教育の支援を行っております。

次に、地域の防災力強化の取組ですが、これからの地域の防災活動を牽引していく若い世代の防災士の養成や、養成した防災士の地域での活動支援を実施しています。

今年度は、門川中で中高生向けの防災士養成研修を実施し、小学生2名、中学生5名、高校生14名の防災士が誕生いたしました。今後は、市町村と連携し、学生防災士の地域での活動を支援してまいります。

また、県総合運動公園を練習拠点としている21のスポーツ競技団体と連携して、津波避難タワーを活用した避難訓練を実施しております。

7月には県相撲連盟が実施しており、津波避難アプリを活用して、地震発生から津波到達時間までに浸水想定エリア外の場所まで避難できるかといった被災リスクをリアルに想定した実効性の高い訓練を実施したところです。

また、自主防災組織の活性化を支援するため、市町村や防災士と連携し、自主防災組織が未設置の自治会や、組織が設置されたものの活動が停滞している自治会に出向き、写真にあるよう

な地域での防災活動の重要性や課題について共有を図り、活動に向けたサポートを進めることとしております。

25ページを御覧ください。

次に、（2）消防団であります。

①消防団の位置づけ、主な業務であります。

消防団は消防機関の一つであります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第8条で、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」とされております。

消防団の主な業務として、火災の鎮圧、火災の予防や警戒、救助、災害の予防や警戒、災害時の避難誘導等、地域住民等に対する指導や啓発などが挙げられます。

26ページを御覧ください。

今年1月の能登半島地震では、消防団は、自らも被災しながら、地域住民の命を守るため、発災直後から避難の呼びかけ、消火、救助、孤立集落からの住民搬送、行方不明者の捜索、避難所運営の支援など、多岐にわたる活動を展開されたと伺っております。

27ページを御覧ください。

②本県における消防団の現状であります。

左上のグラフ、消防団員数は、今年4月1日時点で1万3,198名であり、減少傾向にあります。

右上のグラフ、女性消防団員数は、今年4月1日時点で468名であり、増加傾向にあります。全消防団員に占める女性団員の割合は3.6%となっており、全国と同水準であります。

左下のグラフ、消防団員の年齢構成の推移でございます。若年層の団員構成率が減少しており、令和4年度には、30代以下の割合が50%を割り込んでいるところでございます。

右下のグラフは、消防団員に係る就業形態の

推移であります。

ふだんは各自の職業に従事し、就業形態として、被用者、自営業、家族従業者、その他に大別できます。会社員や公務員など被用者の占める割合は、70%程度で推移しております。

28ページを御覧ください。

③の課題であります。

団員の確保についてであります。団員を確保するには、加入促進と定着が重要であり、そのためには団員の負担軽減や団員のモチベーション向上に取り組み、消防団の活動にやりがいを感じ、活動しやすい環境の整備を図る必要があると考えております。

まず、加入促進につきまして、情報発信・広報を充実させ、消防団の重要性や魅力を、女性や若年層など多くの方々にしっかり届けること、団員の約7割が被用者であることから、企業の理解を促進すること、能力や仕事の事情等に応じ、時間帯を限定したり、特定の災害のみ活動する機能別団員制度を積極的に活用することが必要と考えております。

次に、団員の定着につきまして、消防団活動は社会貢献の一環でありますので、功績等に対する表彰、広報等を適切に行い、士気高揚を高めること、被用者であります消防団員の処遇を改善するため、消防団活動に配慮する企業を増やすこと、高齢化に対応し、女性が活躍できる環境を整備するため、省力化・軽量化に配慮した資機材等を充実させることが必要と考えております。

次に、2の団員の能力向上についてありますが、消防団の役割が多様化していることを踏まえ、様々な能力を育成する必要があります。

このため、消防学校の教育訓練におきまして、引き続き充実を図っていくこと、また、防災関

係機関と連携した実践的な訓練を継続して行っていくことが必要と考えております。

29ページを御覧ください。

④県の取組であります。

本県の消防団に係る取組は大きく3つございます。

1つ目は、消防団員の加入促進のための取組であります。

若年層向けの加入促進チラシを作成し、県内の大学生や全高校生に配布しております。

消防団活動への協力要請や従業員の消防団活動への理解促進を図るため、今年度から企業等への訪問活動を実施しております。

また、SNS等を積極的に活用した広報活動を展開してまいります。

また、企業の協力を得るため、消防団協力事業所登録制度の普及促進に取り組んでいるところであります。

さらに、各市町村に対し、機能別団員制度を積極的に活用するよう呼びかけを継続しております。

30ページを御覧ください。

消防団員の定着のための取組であります。

毎年3月に消防大会を開催し、功労者に対する表彰等を実施しております。

また、女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の情報交換の場を設けるとともに、研修を行っております。

さらに、高齢化に対応し、女性が活躍できる環境を整備するため、省力化・軽量化に資する資機材に対する市町村への補助において優先的に採択しております。

消防学校におきまして、増加する女性消防団員等の受入れ環境を改善するため、女性用の寮を整備することとしております。

31ページを御覧ください。

3つ目の視点としまして、消防団員の能力向上のための取組であります。

消防学校では、団員の階層に応じ、必要な教育訓練を行っております。

また、消防操法大会を、全国大会の開催に合わせて隔年で開催しております。

32ページを御覧ください。

県総合防災訓練の参加であります。

関係機関と連携し、地域の実情に応じた実践的な訓練を実施してまいります。

消防団は地域防災力の要でありますので、発生が懸念されております南海トラフ地震など、大規模災害にも的確に対応できよう、今後ともしっかりと取組を進めてまいります。

33ページを御覧ください。

次に、4、個別避難計画についてであります。

まず、(1) 高齢者等の避難対策についてであります。

災害時の避難は、自助と共助で行うことが原則ですが、要配慮者の中でも、自力での避難や地域の支援による避難が難しく、避難するためには行政のサポートが必要な避難行動要支援者がいらっしゃいます。

県内の避難行動要支援者の数は、令和6年6月末時点で4万620人となっております。

避難行動要支援者名簿は、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村に名簿作成が義務づけられており、県内の名簿作成率は100%となっております。

近年の災害では、多くの避難行動要支援者が犠牲になっていることから、令和3年に災害対策基本法が改正され、一人ひとりに合わせた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったところであります。

国が示す取組方針として、市町村が避難行動要支援者名簿の中から優先度を判断し、令和8年度までに優先度の高い方の計画策定に取り組むことになっております。

34ページを御覧ください。

次に、(2) 個別避難計画についてであります。

個別避難計画につきましては、計画策定に同意を得られた方を対象として、自治会や福祉専門職などが計画策定を行います。

下の図で、具体的な個別避難計画の様式例を掲載しておりますが、詳細な家族構成、医療福祉サービスの利用状況、本人の心身の状態、避難時の留意事項、避難時に携行する医薬品、避難経路、避難支援者などの情報が必要となります。

計画策定には、関係機関が連携し、これらの情報を収集、整理し、計画に落とし込んでいく必要がありますことから、非常に手間と時間を要するものとなっております。

また、支援を受ける側は、個人情報への提供に抵抗があるなどの理由で、策定の同意が得られない、また支援する側は、支援者となることへの負担感といった理由で、なり手が見つからないことなども、計画策定が進まない要因となっております。

35ページを御覧ください。

次に、(3) 個別避難計画策定の現状と課題についてであります。

本県の令和6年6月末時点の策定状況は、対象者4万620人のうち、策定済みは5,003人で、策定率は12.3%であります。

市町村別では、策定済みが4市町村、一部策定済みが15市町村、未策定が7町であり、全ての市町村で計画策定には着手しておりますが、全国の策定率を下回っているところであります。

昨年度、県が実施しました市町村へのヒアリングでは、多くの市町村が抱えている課題として、真に計画策定が必要な方の絞り込み、庁内や関係機関との連携、自治会等に入っの具体的な計画策定など、マンパワー不足などで、なかなか進められていない現状が確認されたところであります。

36ページを御覧ください。

次に、(4) これまでの取組と今年度の取組についてであります。

このような課題を踏まえまして、今年度から取組として、未策定の7町や策定が伸び悩んでいる市町村へのサポートの強化を行っております。

未策定自治体への取組として、県外の先進自治体の職員を招き、アドバイスをもらいながら実際の計画策定を行う個別避難計画策定会を、美郷町で実施予定としておりますほか、未策定の7町を集め、支援者を決める際のノウハウや、課題解決の方法などを学ぶ研修会を初めて開催いたします。

策定件数が伸び悩んでおります自治体への支援として、実際に計画策定を行う個別避難計画策定会を綾町や門川町で実施するほか、このうち綾町では、策定した計画の実効性を検証するため、県総合防災訓練に合わせた避難行動要支援者の避難訓練を実施することとしております。

このように、各市町村が抱える様々な課題や実情を踏まえたきめ細かな支援を行うことで、要支援者を災害から守るための体制づくりを強化してまいります。

説明は、以上であります。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○山下委員 一つ確認をさせてください。10ページの台風10号のときの竜巻と推定されるものことなんですが、都農町でも福祉施設とアパートの屋根が飛んだ事例があるんですけれども、あれは竜巻の被害ではないんだらうか。そういう報告は来ておりませんか。けが人も出ているんですよ。

○中尾危機管理局長 9月6日に都農町で発生しました事案につきましては、一応、現象の種類としては、竜巻の可能性が高いという判断になっております。

○山下委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに。

○山内いっとく委員 2点確認させてください。臨時情報が巨大地震警戒になった場合は、要配慮者等は避難をしなきゃいけないと思うんですけど、今回は県内全域がその臨時情報を出されて、もし巨大地震警戒だった場合に、本県はどれぐらいの人が避難しなきゃいけない状態なのかというのをまず教えてください。

○中尾危機管理局長 巨大地震警戒が出たときの対応でございますけれども、基本的な考えとしまして、津波による30センチ以上の浸水、こちらが地震発生から30分以内に生じる地域におきまして、市町村が指定をするということになっております。

県内におきましては、要配慮者の部分で避難を求めている地域としまして7市町ですね。延岡市、門川町、日向市、都農町、新富町、日南市、串間市の7市町がそれぞれ地域を指定しているところでございます。

人数につきましては、ちょっとこちらのほうでは、把握はしておりません。

○山内いっとく委員 あともう一点ですが、今回の地震とかで瓦屋根が落ちてブルーシートで、

それに期間を要するようなことが出ていましたけれど、災害協定とかで瓦業組合と災害協定が組まれていると思うんですけど、この激甚災害とかも指定されて、そういったのがうまく発動したのかどうか。ちょっとそこら辺がどうなっているのか。何かそういった時間がかかるということですので、悪質な業者が入ってこないようにということで災害協定も組まれたと思うんですけど、今回はどうだったのかというのを教えてください。

○中尾危機管理局長 今回、災害救助法の本適用の対象として、住宅の応急対策というところでブルーシートの適用がございますけれども、宮崎市のほうは発災してすぐにブルーシートを配布するというので、県のほうにもブルーシートの協力依頼がありまして、県のほうからも740枚程度だったと思いますけれども、提供をいたしまして、住民に配布をしたというふうに聞いております。

○山内いっとく委員 災害協定の中で、瓦業界が対応するというのがあったと思うんですけど、それは今回全然動かなかったということでもよろしいんですかね。

○中尾危機管理局長 適用については、県土整備部のほうになろうかと思っておりますけれども、今回はこれを発動したということは聞いておりません。

○山内いっとく委員 分かりました。いいです。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○山内いっとく委員 はい。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○黒岩委員 台風10号の避難所の開設の件なんですけれども、今回の台風については非常に大きな規模だということで、だいたい住民の方も警戒されたわけなんですけれども、この避難所開

設のタイミングなんです、住民の方、特に高齢者の方は、もう朝のうち、午前中のうちに避難をしたいと。ただ、どうも市町村の開設が午後になったりとか、夕方になっているというところで、ちょっとタイミングが遅いんじゃないかという話もありましたが、そういった状況を把握されておられるのかどうか、またそういう対策を何か取られたのかどうかお伺いしたい。

○中尾危機管理局長 基本的には、その避難所の開設は市町村の判断になりますけれども、今回台風が上陸する前に、大部分の市町村は避難所を開設して、住民の早期避難を促したというふうに理解しております。

○黒岩委員 確かに市町村の判断で開設なんですけれども、一度その開設のタイミングが適切かどうかとか、そういったものもぜひ調査していただいて、場合によっては県から少しアドバイスをいただくとか、そういう対応もよろしくお伺いしたいと思います。

○坂口委員 資料27ページの消防団員の就業形態ですけれども、特に被用者が多いということは、所属消防団とその人が、特に昼間の勤務時間帯は全く違うところにいると思うんですね。

これはなかなか現実には難しいと思うんですけど、最寄りの消防団との情報交換というか、経由とかも、緊急時に行ける消防団の中でお手伝いをできる役割というのが何かないと、これだけ7割もの人が地元を離れているとなると、もったいないなって気もするんですけど、今どんなふうに、何か問題とか実際の対応とかはあっているんですか。

○羽田消防保安課長 確かに委員がおっしゃったように、これだけ消防団員が会社員といえますか、そういう方が多くなると、そういったもし災害が発生したときに、実際消防団員がいな

いじゃないかというようなところは当然あると思います。

今、県では本年度新たな施策として、そういった企業に対して、職員を1人雇いまして、こういった消防団活動について理解を求めるために訪問をしております。

ですから、そういった企業をさらに訪問して理解を求めて、そういった災害が遭ったときには、その社員の方に御協力を求めるとか、そういったようなことを展開している最中でございます。

○丸山委員 災害救助法関係なんですけれども、災害救助法が、基本的には水害とかを中心に考えたものが基本ベースになっているものですから、今回、宮崎に起きたのは竜巻被害等が多くて、この災害救助法をうまく活用できて支援できた世帯数は非常に少なく、一部破損という判断になってしまっているものですから、今後はもう少し災害救助法の改正を含めて、竜巻被害は今後恐らく起きる可能性は大きくなるんじゃないかなと思っていますので、何かそういう改正をしていくようなことも議論しないといけないんじゃないかなと思っています。

実際、宮崎市のほうが、それで市独自の見舞金みたいなものを出したというのを聞いているのです。災害救助法の考え方が水害がメインになってしまっていて、あとは保険で対応すべきじゃないとか、ある保険もなかなか竜巻等それに対応できる保険が分からなかったとか、車が破損したときの車の保険がどうだったのか、その辺が本当に物すごい弱い。守るような形ではなくて、何か取りあえず災害救助を指定されたけれども、本指定なのは宮崎市だけであって、県民を守り切れなかった災害救助法じゃないかなと思っています。その議論をもう少し、

ここを改正すべきじゃないかと動いてほしいと思っているんですが、何か感じられたことがあれば、教えていただきたいと思えます。

○中尾危機管理局長 今、御指摘がありましたとおり、災害救助法における被害認定をする上で、竜巻の被害というのがなかなか、その程度が積み上げにくいというところがございます。実際、本適用になった宮崎市におきましても、今、一次判定後でございますけれども、準半壊が47棟、半壊が20棟ということで、かなり少ない数というふう聞いております。

こちらの判定につきましては、やはり我々も問題意識を持っておりますので、その辺りの竜巻が起きたときの被害認定の在り方、そういったものについては、国への要望とか、そういった形で必要なところを国に対して求めていきたいと考えております。

○丸山委員 よろしくお願ひしたいと思えます。

○佐藤委員長 ほかに。

○重松委員 すみません。何か所か竜巻被害の現地を、国会議員も一緒になって回ってまいりました。まず、ブルーシートの設置については、建設業協会とか建築業協会とか瓦職、先ほど山内委員もお話をされましたけれども、そういうところの要請というか、そういう連携体制はできていらっしやったんでしょうか。

○中尾危機管理局長 ブルーシートにつきましては、各市町村のほうで給付を行うということになっておりましたけれども、先ほど申し上げたとおり、枚数が足りなかった宮崎市につきましては、県のほうに依頼があって提供したところでございます。各市町村において、ふだんの備蓄、物資について連携等を結んでいるところ、そういったところと協力をして配布はされたというふうには考えております。

○重松委員 ブルーシートの配布の件はいいんですけれど、その設置・設営するためにやっぱり危険を伴うような作業になろうかと思えますので、その辺のところに対して、先ほど言いました建設業とか建築業協会とか瓦職人さんへの要請とか、そういう連携が取れていらっしやったのかどうかをちょっと確認です。

○中尾危機管理局長 設置についての細かい連携までどうされたかというところまでちょっと把握はしておりませんが、確かにかなり大変だったというふうには聞いております。

○重松委員 一度、危機管理課や建築住宅課さんに、全国組織に一般災害復旧のそういう組織があり、これをぜひ取組を進めていただきたいという申入れはしたことがあるんですけれども、今後それも含めまして、そういうヒアリングをもう一度実施していただきたい。その件はもう結構です。

それから、今、回る中で、瓦自体の物資が全然間に合っていないというお話もありますが、その辺に対して、そういう資機材というか、そういう調達に対して、県の取組というのは何かあるんでしょうか。

○中尾危機管理局長 瓦の調達というところで、県として直接やっているところはございません。

○重松委員 分かりました。1年以上かかるという住民の意見があるもんですから、連携をしっかりと取り取っていただきたいなというふうに思っております。この件は答弁は結構です。よろしくお願ひいたします。

○山内佳菜子委員 丸山委員の質問に関連して伺います。

15ページ目のことで、危機管理局長から先ほど準半壊、半壊の件数のお話がありました。こちらは宮崎市だけの数字なんでしょうか。もし

県全体で、例えば申請が現時点で何件来ていて、そのうちそれぞれの被害の程度に何件ずつが認定されているというような数字があったら教えていただけますか。

○中尾危機管理局長 こちらに掲載しているものは、災害救助法の本適用の場合のメニューでございまして、本適用があったのは宮崎市だけでして、今のところ、先ほど申し上げました数字となります。あと西都市は本適用ではございせんけれども、調べたところでは準半壊が6棟、半壊が4棟、一部損壊が106棟ということで聞いております。

○山内佳菜子委員 ありがとうございます。全体の申請件数という部分は把握は難しいんでしょうか。

○中尾危機管理局長 現時点では、県内市町村の認定状況というところは把握はしております。

○山内佳菜子委員 あと、16ページ目のほうでもちょっとお伺いしたいんですが、先ほど丸山委員から車のお話もありましたが、車に関して適用できるようなメニューはあるんでしょうか。車の被害についてです。

○中尾危機管理局長 災害救助法の中では、車に対する支援というものはございせん。

○山内佳菜子委員 車も報道もされてきました。ガラスがすごく割れてしまっていて、なかなかそのガラスも納入が困難になっていて、すごくお客様が待っている状態だというお話も伺いました。あと宮崎は車社会でもありますので、先ほど国に対しても、今回のことも踏まえて、県として御意見をさせていただけるというお話もありましたので、ぜひそういった車の支援についても、宮崎での生活にとっては必要な部分だということもお伝えいただけるとありがたいと思います。

○中尾危機管理局長 こちらは福祉保健部のほうになりますけれども、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金というものがございまして、こちらは半壊であれば10万円、大規模半壊であれば15万円、全壊であれば20万円という支援が行われますので、そういったものの活用というのには可能かと思えます。

宮崎市、西都市につきましても、独自の支援金を支給予定というふうに聞いております。

あと、先ほどの県内の市町村の内訳というところでもございましたけれども、一部破損、半壊、全壊というカテゴリーであれば、先ほどの10ページの資料につけておりますけれども、住家被害（全壊、半壊、一部破損）というところで数字を載せておりますけれども、これの内訳につきましても、全市町村分の把握はしているところでございます。

○山内佳菜子委員 すみません、最後にします。国に対してもしっかりと意見を伝えていただきたいということと、あと、市町村が独自で見舞金を出されているということについて、県としても何か市町村を支援するような形ででもあるのかなと思いますので、そういった県としての支援という部分についても御検討いただけないかなと思います。意見で大丈夫です。お願いします。

○丸山委員 今回、8月8日の夕方、まだ仕事中に地震が起きたから、割合早く対応ができたのではないのかなと思っておりますが。今回違ったのは、防災庁舎ができた関係で、あそこにしかりした箱があったから、すぐに参集できたのかなと思っているんですが、本当に簡単に各部署ががっと思集まることのできたのか。こういう平常時で勤務時間だったのかかわらず、こういうのを改善すべきじゃなかったのかというの

がもしあれば教えていただいて、それを生かしたいと思っています。逆にこれが閉庁日、土曜日、日曜日または夜間帯であれば、いろいろなツールを使って登庁してくださいねということは県のほうも言っていると思うんですが、今回の地震をきっかけに、本当に危機感を持つためには、そのあたりも検証する必要があるのではないのかなと思っています。今回の地震を本当に体験されてみてスムーズにいったのか、もう少し改善すべき部分があれば教えていただきたいかなと思います。

○中尾危機管理局長 確かにおっしゃるとおり、今回の地震につきましては、16時42分という発生時間でしたので、まだ仕事をしている間ということもあって、災害対策本部をすぐ設置して要員等も参集できたんですけれども、確かにこれが夜中であつたりとか、道路が寸断されたりとか、登庁しにくいという状況であれば、もう少し対応等に時間がかかったかと思えますけれども、そういった休日であつたり、夜間であつたり、万が一災害が起きた等のシミュレーションもやりながら、今後の検証をして対応していきたいとは思っております。

○丸山委員 今回、能登半島が正月元日に起きたもんですから、簡単に集まることができるのかどうかというのを含めて、また県庁から10キロ以内にどれぐらい住んでいる方がいるのか分かりませんが、そういう方を含めて、本当に参集できるかどうかというのも考えていかないと、輪番制を回すだけではない問題でもあるんじゃないかなと思っています。その辺の細かいこともいろいろ決めていच्छゃると思うんですが、本当に集められる、参集できるというのをもう少しきめ細かく検証を、また人事により変わったりしますので、その辺を改めて再

チェックをやってほしいなと思っているんですが、いかがなものでしょうか。

○中尾危機管理局長 総合対策部につきましては、現在、三交代で常時90名程度配置するような形で、人数としては250名以上おります。実際に災害が起きたときには、来れる人数というのをT e a m s等そういう連絡体制がございますので、そういうところで連絡を取りながら、臨機応変に人を集めるというような形になろうかと思いますが、そのあたりにつきましては、また今後検証していきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひよろしくお願ひします。

あと、SNSがかなり発達していて、いいことはいいことなんですが、逆にこのSNSを利用して、デマみたいなのが流れてしまうことも、全国で起きているということも聞いているんですが、今回の8月8日の地震を受けてのデマみたいな情報がSNSを含めてあつたのか、それをまたチェックできるスタッフというのが宮崎にはいるのかどうかも含めて教えていただきたいと思ひます。

○中尾危機管理局長 今回の地震の後のデマというところは直接は聞いておりませんが、我々が情報連絡を分析する上で、スペクティという特殊なソフトを——SNS等で投稿された動画等の中から正しい情報だけを抜き出して、そこで分析をするというツールも——使っておりますので、そういったものを活用しながら情報の分析等も併せてやっているところでございます。

○丸山委員 今回はなかったということでのいいのか。もしあつた場合には、その情報を削除できるツールというのは、SNSを管理している会社との協定とか、簡単に削除できるとか、拡散しないようにしてくださいということも含めてしないといけないかなと思うんですが、もしあつ

た場合にはどんな流れになると理解すればよろしいでしょうか。

○中尾危機管理局長 SNSの管理会社とのやり取りになろうかと思えますけれども、県のほうから直接管理会社のほうへやり取りをするという連絡体制については、今のところは整理はしておりません。そこは管理会社の対応になるかと思っています。

○丸山委員 今SNSというのがかなり発達といますか、生成AIを使うと簡単につくれたりするものですから、これで変なふうにごまかされて、助かる人員も助からなくなる。そこに行ってみたら何もなかったとなると、結局その時間に対する警察なり自衛隊の活動が無駄になってしまうものですから、そういうことがないように、しっかりと今のうちから準備といたしますか、そういうことも含めてやっておくべきと思っています。南海トラフに対してかなり危機感を持っているうちに、いろんなことを調査研究をしていただくようお願いしたいかなと思っています。

○中尾危機管理局長 災害が起きたときの情報の分析というところは非常に大事だと思っています。我々も今、市町村と共通の情報連絡システムを使って情報共有しております。気象庁とかそういった国のデータ等も地図上で表示しながら、今どこでどういう状況なのかというのを分かるようなシステムをつくっておりますので、そういったシステムの改善等も含めて、情報の分析・収集等に今後も当たっていきたいと考えています。

○今村委員 資料の18ページの災害対策本部の組織図になるんですけれども、今回一般質問のほうでさせてもらったんですが、渋滞に関して、県警はこの対策本部としてはまた別にあると

いうふうな考えでよかったですでしょうか。

○中尾危機管理局長 18ページの下の方の図に載せておりますけれども、部局対策室の下に警備対策室というところがございまして、こちらが県警の組織ということになります。

○今村委員 ありがとうございます。今回の渋滞が発生した部分で、自助になります。地震があったときにすぐに高台に逃げたりとか、車を置いて避難するという、それぞれの自助が大事になってくると思うんです。今後、自助の部分での啓発というところで、しっかり周知していく必要があると思うんですけれども、しっかり今後も対策として連携取ってやっていくというところでは、どういった方向性というか、対策を打たれていくのかなという部分をお聞かせいただければと思います。

○中尾危機管理局長 今回の地震を契機に出されました地震の臨時情報ですね。そこでの正しい住民の動きだとか、ふだんからの備えとか、そういった点も含めまして、住民への啓発というのは非常に大事だと考えておりますので、避難時の在り方、そういったところも含めて警察とも協力しながら、住民への啓発普及を行っていきたくて考えております。

○今村委員 ありがとうございます。本当、啓発がすごく大事になってくると思いますので、またしっかり力を入れていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○黒岩委員 今に関連してなんですけれども、自助の部分なんです。非常用持ち出し、これは自助としてそれぞれ各個人で準備をするというところなんです。なかなかこの意識が高まらないというところがあるんですけれども、例えば県なり市町村なり、非常用持ち出しの袋ぐらいは助成をするとか、何かそういった少し後

押しするとか、そういった支援というのは何か検討はされていないのでしょうか。他県でも例がないのかも含めてなんです。

○中尾危機管理局長 個人個人の災害用の備蓄の部分についての支援というところは、直接は考えておりませんが、県としましては、自助・共助・公助の部分で、基本的には住民の方に7日分の備蓄を用意していただきたい。7日分というのが難しければ、3日分を持って避難をしていただきたいということで、足りない部分を市町村、県でその分の備蓄をカバーするという形で考えておりますので、直接備蓄品の支援というところまでは今のところは考えていない状況です。

○黒岩委員 私もあまり把握はしていないんですが、他県の例も参考にしながら、何かちょっと後押しできるような支援とか、そういう制度がありましたら、また研究をお願いしたいと思います。

加えまして、日南市でも地震、かなり大きな揺れだったんですが、避難の状況を見ますと、やはり車で逃げの方が多くということです。今回は避難者が少なかったので車でも逃げられたんですけども、実際、津波のときにはそういうわけにはいかないだろうと思っています。

一方で、ある高齢の女性の方から、避難場所は知っているけれども、そこに行くルートが分からないという方もおられまして、避難訓練をしてほしいという声が出ています。

実際、現状としましては、自治会長さんがやるかやらないかというのを決めるという、任意になっておりますけれども、県として、また市町村が音頭を取って、例えば地区の大掃除の日とかいろいろありますから、そういったときに一斉にやるとか、希望者だけでなく、もう少

し踏み込んで避難訓練ができるような支援といいますか、そういう方向性が出せないかなと思います。いかがなものでしょうか。

○中尾危機管理局長 まさに自助と共助の部分かと思えますけれども、24ページのほうにちょっと記載させていただいておりますが、地域の防災力強化というところで、自主防災組織の活性化の分と併せまして、自主防災組織が設置されていない自治会であったりとか、設置されていても活動が低迷している自治会等に対しまして、県と市町村、防災士が一体となって訓練等をやったり、あとまた別のメニューですけれども、自主防災組織に対する資機材整備、そういった補助金等も用意しておりますので、そういったものを組み合わせながら、避難活動についても取り組んでいきたいと思っております。

○黒岩委員 ぜひ年に一回は、各自主防災組織が避難訓練を実施できるというような機運醸成とか、そういったものをよろしくお願ひしたいと思います。

○川添委員 10ページの②の避難者のところで、避難所の開設が414か所というふうになっているんですけども、また、3ページの②の避難者のところで、ピーク時で避難所が66か所というふうに書いてあるんですが、これは津波が来るおそれがあるという注意がなされる中で沿岸部、そもそも避難所が全部で何か所あるのか、そして66か所のみ開設というのは、ちょっと少ないような感じがしたんですけども、これはいかがでしょうか。

○中尾危機管理局長 指定避難所の数は全体で1,275か所でございます。その中で地震のときに66か所を開設したということです。すみません、内訳については、今手元にありませんが、全体で66か所となっております。

○川添委員 私の地元でいえば、学園木花台の中学校体育館に開設されたんですけれども、やっぱりあそこの運動公園とか、青島付近からわざわざ避難してこられた方もいて、念のためですね。3家族か4家族ぐらいで10人ぐらいですかね、少なかつたんですけれども。

ただ、その近辺の避難所で開設されるべきところが開設されなかつたんですけれど、一方で、開設するためのスタッフが、市でしょうけれど、手が足りなくて開設できなかつたんじゃないかというふうな話が出ているんですが。津波が来ますよと、これは想定できないわけではないです。避難所は即刻開設するべきではないかと。走って逃げてくるわけですから。とても66か所というのは、私も閉鎖されている避難所がたくさんありましたので、どうしてなのかなと思ったんですけれど、そこについてはいかがですか。

○中尾危機管理局長 個別の避難所をどこに開設するかというところは、あくまでも市町村の判断なので、こちらのほうではちょっと分かりません。そのマンパワーのところについては、防災士であったり、自治会組織と協力してやるということになるので、ふだんからのそういう訓練等が大事かと思えますけれども、そういったところを通じての開設なのかなと思っております。

○川添委員 また南海トラフが来た際に、全ての避難所を即刻開設できるのかどうか、検証は必要じゃないかと思えますので要望したいと思います。

それと、竜巻の被害で最近まで家に住めなくて、まだ避難されている方がいらっしゃるというのでも聞いたんですけれど、今1か月たって、何人ぐらい住めなくて避難されているのか、把

握されているのでしょうか。

○中尾危機管理局長 宮崎市のホテルの避難者でございますけれども、ピーク時が50世帯109人でありましたけれども、最新のデータでは9月15日の数字でありますけれども、25世帯57人の方がホテルのほうに避難をされているというふう聞いております。

すみません、先ほど避難所の開設のところで避難者の数を申し上げましたけれども、避難所に行かれた方というのが、先ほどのピーク時の人数でございますけれども、その前に緊急避難場所というのがございますので、津波避難タワーであったり、緊急避難ビル、そういったところに逃げられた方については、こちらの数字には入っていないという状況でございます。

○川添委員 それと、地震が起きてちょうど夕方 rush 時間ということもあったと思うんですけれど、私の知り合いが佐土原から木花まで職場から帰ってくるのに、帰り着くまで通常は三、四十分ぐらいと思うんですけれど、3時間ぐらいかかったと。そして渋滞を避けるために、沿岸部の山崎街道とかを通過して帰って、それから別の方が、今度は橋通りが直後大渋滞になって車が動かなくなってしまったと。いわゆるグリッドロック現象とか言うらしいんですけれど、特に沿岸部のほうに逃げるといのは、大きな津波が来たときには大惨事、大変な被害になるということで、いわゆる帰り道、逃げるところのルートに住民の方が履き違えてしまって、本当は帰るんであれば、木花に帰るんであれば、佐土原からちょっと高岡、国富回りで帰るといのが正しい避難のやり方であるというふうに言われているんですけれど、そういった地震直後の避難行動についての検証、これはいかがでしょうか。

○中尾危機管理局長 確かに地震の発災後というのは、基本的には車で避難というのは避けるような形で考えておりますけれども、そのあたりの住民への啓発というのが、まだ至っていないところがあると思います。その点も含めて、また今回の地震で渋滞が起きた現象とかということはあるかと思っておりますけれども、県警本部なりとまた協力しながら、そのあたりの実際の発災後の避難の在り方、そういったところについても検証してまいりたいと考えております。

○川添委員 ちょっと付け加えますと、多分、橋通りが混み合ったというのは、飲食店の方たちが被害状況を確認したいという一心で、本当は少し時間をずらして、8時頃でも出勤される人たちが6時ぐらいに来た。それと、ラッシュの時間と重なってしまったということもあると思いますし。

それから、津波が迫ってきているという状況では、やっぱり近隣の高いところにまず避難をして、車で動かないということが大事なので、そういったところを住民、県民に周知して啓発していくということがすごく大事じゃないかなと。順次、段階的にそういう津波警報が解除されるとか、帰りが遅くなりますけれど、そういったところを段階的に注意報を確認しながら帰途に就くと、また避難者を戻すということが周知されていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれど、いかがですか。

○中尾危機管理局長 確かに宮崎の場合は車社会で、通勤手段で車を使われる割合も多いと思います。東日本大震災のときにも多くの方が車で移動されて亡くなられたというようなニュースも見ておりますので、実際に被害が起きたときの避難の在り方等については、また研究をして、そういったところを住民に正しく普及啓発

をしていきたいと考えております。

○丸山委員 消防団員の確保促進という取組の中で、29ページに消防団協力事業所登録制度があるというふうに書いてあるんですけれども、今現在、どれくらいの状況で、伸びているのか伸びていないのかを含めて教えていただきたいなと思います。

○羽田消防保安課長 消防団協力事業所ですけども、現在、令和5年の数字で70団体、国の指定が17団体でございます。

先ほど坂口委員にお答えしたとおり、本年度は職員を1人配置しまして、各事業所を回っているところで、これの数値目標が3か年計画で100事業所まで増やす予定でこの事業は展開しているところでございます。

○丸山委員 100事業所であれば、定員が今定員割れしていると思うんですが、それにどれぐらい寄与するのかとか、そういうのがあったりとか、各市町村ごとに、本当はこのぐらいあったほうがいいよねというような目標を持たせないという意味はないんじゃないかなと思っているんですが、その辺はどういうふうに、この100事業所の考え方とか理解すればよろしいでしょうか。

○羽田消防保安課長 なかなかこの事業が増えていかない現状もございますので、職員を配置することによって、目標として100事業所というところを3年間で掲げたところではあります。

この制度は、全県的に導入されているものではございませんで、県内26市町村のうち15市町村が制度を導入しております。ですから、制度を導入している15市町村に対して訪問しているというような状況であります。

ちなみに導入していない11市町村は、小林市、三股町、高原町、国富町、新富町、西米良村、木城町、諸塚村、美郷町、高千穂町、五ヶ瀬町

というふうになっております。こういった導入していない市町村に対しても、この制度を導入するように働きかけをしていこうと思っております。

○丸山委員 私の地元の高原、小林が入っていないということなのですが、この制度に登録することによって何が魅力になるのかというのが私も分からないものですから、その辺はもう少し教えていただきたい。この3年間のうちに人を配置するだけではなく、もう少し魅力のあるものにすることのほうが、消防団の加入の促進にもつながるのではないのかなど。例えば登録すれば県民税が0.0何%下がりますよとか、もしくは年に一回ぐらいは宮崎牛が会社に送られますよとか、そういうものでもいいんじゃないかなと思っているんですが、何かそういう魅力といいますか、それも含めて考えるべきではないのかなと思っているんですが、どうなんでしょうか。

○羽田消防保安課長 国のほうからは、会社の方が消防団員になることによって、その会社に社会的貢献及び社会責任が認められて、事業者の信頼性の向上につながり、地域における価値が高まるというようなことなんですけれども、今展開している中では、金銭的なメリットはちょっとないんですが、名誉というようなところと、あと、企業のイメージアップというようなところで協力をいただいているところであります。

○丸山委員 きれいな言葉としてはそうかもしれませんが、もう少し本格的にやっつかないと、もう一步踏み出さないと、やっぱり消防団というのは非常に必要だというのは皆さん認識しているんですが、これは市町村と連携しながらでないは無理だと思うんですが、もう

一步踏み出すことによって、南海トラフが起こる可能性の高い宮崎県、台風でこれだけ大きな災害が出る宮崎県であれば、しっかりとそういうのをもう一步踏み出していきたい。宮崎県は消防団をしっかりと充実していきたいと考えているというのは認識しましたので、ぜひもう一步踏み出すような形を取っていただければありがたいと思っております。

○羽田消防保安課長 この協力事業ではございませんが、例えば消防団のいらっしゃる建築業であれば、入札参加のポイントを高めるとか、あと融資をするとか、そういったツールはございます。そういったのも含めて、今後この消防団の協力事業も展開していきたいというふうに考えております。

○丸山委員 ぜひいろいろな工夫をしていただくありがたいのかなと思います。

あと、これは要望にもなるんですが、実は今年、小林市の消防団が県の大会で優勝させていただきました。全国大会に行けるということで非常に喜んではいらるんですが、宮城県仙台市であるということで、消防車を持っていくだけでも、小林市は非常にお金がかかってどうしようというふうに聞いています。恐らくどこの市町村が行ってもそういう経費は必要だろうと思っていますので、これに対する、県は大会の主催者として表彰状等を渡すだけであって、何も無いというのは、隔年ごとの何らかの支援策といいますか——私も小林市は60年ぶりに優勝して分かったんですが、今後ほかの市町村もそういうことがあり得るといふふうに思っているものですから、何らかの支援をすべきではないかと思っていますが、いかがなものなんでしょうか。

○羽田消防保安課長 現時点でそういった支援というところはないんですけれども、今後、消防

協会とも協議しながら、そこら辺のところも検討していきたいと思っております。

○丸山委員 今回は無理にしても、消防大会自体はまだずっと続く方向じゃないのかなと思っています。全県下のどこかの市町村が行くのであれば、それに対する……。各市町村はそれぞれ県大会に行く消防団にいろいろ支援策を出していて、宮崎市内の木花での大会に臨むようにやっているものですから、県大会に勝てば、その後は県が支援してくれるだろうなと私は思っていたんです。ないということが分かったものですから、ぜひ今後の課題として、消防協会とも連携しながら、どうやってすべきなのかというのを考えていただくことをお願いします。

○山下委員 関連ですが、まさに今のとおりなんですよ。消防団になかなか入らんかというのと、まず親がそういう経験をしていると、子供を入れたがらんですよ。マイナスしかないから。社会貢献というプラスはあるんですよ。しかし、自分の営利的なものからしたら、マイナスばかりなんですよ、消防団入っちゃっても。だから、少なくとも、今言われたような全国大会に行くとか、そういうときにはちゃんと県が予算をつけて、毎年か隔年かのことから、分かっている範囲でそういうものはつけてやるようにしないと、いつまでも協会とか何とか、よその話ししよっちゃ駄目ですよ。やっぱり地域が寄附金を募ったりそんなことをして、そういうときにはお金を集めるんですけれども、それでなくて、少なくとも最低要る経費は、県が優勝したところには出すんだという形をしていかないと、それが一つの楽しみにもなるわけですから、そういうことをやっぱりしてやらないと、なかなか消防団は増えんですよ。企業もそうです。企業も消防団に入れば負担がかかるん

ですよ。しかし、地域貢献だと思えば協力をしていくわけですから、そういうことに対して何らかの見返りが少しでもあれば、やっぱりしてやらないかなということになると思うんで、ぜひそういうことは検討していただきたい。要望しておきます。

○黒岩委員 団員確保についてなんですけれども、消防団員数が減少しているというのは、人口が減ればこういうふうになるのかなと思っていますが、市町村が定めた団員定数に対する充足率の推移というのはいかがなもんなんですか。

○羽田消防保安課長 令和6年の充足率は87.4%でございます、前年が86%、大体このぐらいの水準でございます。

○黒岩委員 充足率については、大体横ばいという認識でよろしいのでしょうか。

○羽田消防保安課長 失礼しました。充足率も年々減少傾向ではございます。

○黒岩委員 消防団員の中で地方公務員の方も大分入っていらっしゃると思うんですが、地方公務員が地域貢献をした場合には特別休暇という制度があるんですけれども、県内の市町村で、この消防団活動をした場合に特別休暇に該当するというふうに明記をされているところはあるのでしょうか。もしつかんでいらっしゃれば教えていただきたいと思います。

○羽田消防保安課長 申し訳ありません。その情報については把握しておりません。

○黒岩委員 ネットで二、三、市町村を見たんですけれども、その消防団活動というのは入っていないとか、明記がされていないというところがあるようなものですから、一度確認いただいて、ぜひ消防団活動についても特別休暇を年間で5日まで取れると思っていますけれども

も、そういう適用ができるようによろしく願いたいと思います。

○川添委員 35ページの個別避難計画についてなんですが、ここの策定状況で避難行動要支援者数が4万620人と。これは直近の今年の6月時点ということですが、これは県内の要支援者の方が4万620人いらっしゃるということで、算出した根拠というのは、各市町村から上がってきた数字ということなんでしょうか。

○中尾危機管理局長 この数字でございますけれども、要介護度、そういった一定の基準によりまして、名簿登載をしているというところが多いというふうに聞いております。細かいところの基準については、市町村ごとに基準は異なっておりますが、大抵のところは、そういう要介護度に応じて整理をしているところでございます。

○川添委員 分かりました。個別避難計画の策定数が非常に前から指摘されておりますけれども、12.3%と低調なんです。平常時から地域などに名簿を提供している方の割合が56.8%、これはどういう意味なんですか。ちょっと御説明いただくとありがたいんですけど。

○中尾危機管理局長 これは、その対象者の掲載されております名簿を、実際に災害時ではなく、平常時から地域に名簿を提供している人の割合ということになっております。

○川添委員 いずれにしましても、その前の33ページですか、名簿作成は要支援者の同意を得て、自治会、自主防災組織、民生委員等に提供するという事になっているんですけども。そもそも地域のどの方が要支援者なのかとか、そういったリストアップをするのが、35ページが一番下ですけど、市町村のマンパワー不足でなかなか遅れておりますということだと思

うんです。そもそも地域を回っている、民生委員とか、自治会の班長さんたち、そういった方々は実は把握されていて、先日、私、地元の民生委員の方とちょっと意見交換したんですけど、大体100件以上、高齢者の方とか担当していて、瞬時に誰が足が悪いとか、歩行困難とか、逃げるのにちょっと支援が必要だというのはほぼ把握していますと。ただ、市町村のほうから、そういったところのリストアップについての要請は下りてきていないと。あと、自治会の班長についてということ、これは民生委員とか自治会班長さんたちの御協力を得られればリストアップはできますし、そして、ほぼ毎日のようにあちこち訪問されていますので、避難計画の34ページの書式ですよ、これも書くところは多いんですけども、聞き取っていきながら書いていけば、ある程度の要支援者のリストアップと個別避難計画のこういった記入はできてくるのではないかなと思うんですが。マンパワー不足で全く手がついておりませんというのは、どうなのかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○中尾危機管理局長 ここはやはり自治体によって個別の状況があると思いますけれども、要支援者のリストアップ自体は、全ての市町村で終わっております。ただ、それを個別計画を策定する上で福祉専門職であるとか、民生委員とか、日常の支援者、そういった方と協力を得ながら個別の計画を策定していく。そこにやはり時間を要しているというところがありますので、このあたり地道な作業にはなるとは思いますけれども、県としましても、そういうところを支援していくということで、先行自治体であるとか、他県の先進的な取組をしているところを呼んで講演会をやったり、個別の計画策定の検

討会をやったりということで支援をしていきたいと考えております。

○川添委員 ぜひこれは策定されている串間市、西都市とかもどんなふうにつくってきたのかというのも確認していただいて、いずれにしても、これは要支援者の方々の同意を得て名簿が出来上がるということですので、そういったところも含めて、切り口をちょっと変えて、県が音頭を取ってやっていくべきではないかな。

実際には、災害が起きたときに、若い私たち支援をする側が、仕事でほとんど地域にいないで、要支援の方だけがいた場合に、どれだけ支援ができるのかということはあるとは思いますが、ぜひこれは個別避難計画の策定については進めていただきたいと思えます。

○黒岩委員 今に関連してなんですけれども、この避難行動要支援者の名簿なり、個別計画なり、個別計画は結構時間がかかると思えます。いろいろ個人情報関係とかあるんですが。その前段として要支援者の名簿、この活用をもう少し有効的にやるべきではないかなというふうに考えているんですが。

聞きますと、やはり行政のほうが個人情報だということで、なかなかこの情報がうまく出せていないのではないかと。今見ますと、本人の同意があれば、いろんな関係機関との共有が可能だというふうにありますから、一度その実態を調べていただいて、そこがうまく活用されていないということがあれば、県としてもその支援をまたよろしくお願ひしたいなと思えます。

○中尾危機管理局長 つくる上で本人の同意というのが非常に重要なところというのは、我々も認識をしているところでもあります。県内でも10市町村につきましては、本人の同意が不要とい

うことで条例を策定しているところもありますので、そういった取組がほかの市町村にも広がっていけば、取組もさらに広がっていくのではないかと考えております。そういった点も含めまして研究してまいりたいと考えております。

○齊藤副委員長 15ページの災害救助法、この下のところに応急仮設住宅の供与という項目がありまして、お伺いしたいのが、公営住宅、県営住宅ですとか、市町村への住宅の取扱いというのはどうなっているのか教えてください。

○中尾危機管理局長 公営住宅につきましては、一応、建設型、賃貸型に入る前の一時的な措置として供与をするということで、もしそこで足りていればそこで終わりますけれども、そこで十分に足りておらず、建設型、賃貸型をするということであれば、この金額内で措置をされるという形になります。

○齊藤副委員長 念のため確認なんですけれども、さっきの丸山委員の発言とも重なるんですけれども。今、宮崎県民が地震ですとか台風ですとか、そういった被災をした場合に受けられる金銭的な支援もしくは物的な支援というのは、この災害救助法しかないという理解でよろしかったですか。

○中尾危機管理局長 災害救助法につきましては、あくまでも現物支給という形になりますけれども、それ以外でいきますと、先ほど申し上げました福祉保健部の宮崎県・市町村災害時安心基金支援金でありますとか、あと、個別に教育委員会のほうでやっております教育・保育給付の利用者負担の減免でありますとか、あと商工のやっています小規模事業者支援推進事業とか、いろいろメニューがございます。

○齊藤副委員長 そうなったときに、被災された方たちは、それだけ各課ごとに分かれている

支援策があると、なかなか、何が受けられるのか分からないと思うんですよ。被災者に瞬時に届けるような仕組みを何か考えられているんですか。

○中尾危機管理局長 今回の台風10号のときには、県のホームページに記載しておりますが、先ほどの福祉保健課の仕組み等については、ホームページのほうで情報提供しているところでもありますけれども、全てのメニューを載せているわけではないので、そのあたりについては、また各部と連携を取りながら情報提供していきたいと考えております。

○齊藤副委員長 ぜひ御検討をお願いします。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。それでは、これで終了したいと存じます。執行部の皆さん、御退席いただいて結構であります。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、協議事項1の県外調査についてであります。

まず、10月16日水曜日から18日金曜までの期間、実施予定の県外調査であります。お手元に配付の資料1を御覧ください。

前回の委員会におきまして、調査先について御一任いただきましたので、御覧のような日程案を作成したところでありますけれども、先日の奥能登地域での大雨による災害もあり、現在、内容の変更に着手しているところであります。

それでは、御説明をいたしますが、まず1日目、一般財団法人国土技術研究センターにおい

て、今年6月に国が創設したNIPPON防災資産という認定制度ですが、その創設のきっかけとなった災害の自分事化プロジェクトについて説明を受けることとしております。

なお、このセンターの所在地に訪問する予定でしたが、センター内の会議室が空いていないとのことですので、東京事務所が入居している都道府県会館の会議室で説明を受けることとなりました。

次に2日目、早朝から動くこととなりますが、能登半島にあるのと里山空港に向かいます。その後、関係者からの説明等をいただかない形で、のと里山空港や輪島市等を視察する予定でしたが、大雨災害により道路が通行止めとなるなど、一刻も早い復旧が必要となっている状況から、復旧作業の邪魔にならないよう、奥能登地域については、視察先から外すことを検討しております。

その後、石川県庁にて、創造的復興の取組について、インフラ関係を中心に説明を受けることとしておりましたが、ここについても土木部門が関わっていることから、復旧作業の妨げにならないよう、調査先から外すことを検討しております。

最後に3日目ですが、富山県庁において、二級水系を中心に県の流域治水の取組について説明を受ける予定となっております。

暫時休憩をいたします。

午前11時39分休憩

午前11時42分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

この日程案で御了承いただきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定をいたします。

なお、再度の変更が必要となる場合は、スケジュールの都合もございますので、正副委員長に御一任いただきたくと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時46分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、協議事項2の次回委員会についてですが、現在のところ、前回までに御意見のありました内容も踏まえまして、次回については、農政水産部にお越しいただこうと考えているところがございます。

11月定例会中の委員会など、次回以降の委員会の調査内容につきまして、御意見、御要望があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 特にないようですので、次回以降の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたくと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項3のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

○丸山委員 1点だけ。今日私が要望させてもらった災害救助法とか、消防団の確保を含めて、ちゃんとこの委員会の中で議論したことを具体

的に提案として議論をできるような、どういうふうにすればいいのかというのを含めてしていただくと、せっかく議論した意味があるので。要望だけじゃなくて、特別委員会の提案として、報告書などをまとめていただいて、最終的には予算化を含めてできるような。災害救助法については、特に国を動かさないといけないことでもあるものですから、どうすればいいのか含めて、うまく進めていただくとありがたいなと思っております。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時49分再開

○佐藤委員長 再開いたします。

それでは、次回の委員会は、10月30日水曜日午前10時からを予定しております。

また、県外調査につきましては、先ほど決定いただいたとおり、10月16日水曜日から18日金曜日の日程で調査を行いますので、集合時間があります9時15分までに、宮崎空港の全日空のカウンター近くにお集まりください。

服装については、調査先から特に指定はありませんので、軽装でも問題ありません。

以上であります。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 佐藤 雅洋

